

## 別表十四（四）の記載の仕方

1 この明細書は、個人に法第54条の2第1項（新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等）に規定する特定新株予約権（以下「特定新株予約権」といいます。）又は同項に規定する承継新株予約権が交付されている場合に同項の役務の提供を受ける法人が記載します。

この場合、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「権利行使期間4」の括弧の中には、権利確定日を記載してください。

3 「交付の時等の単価6」は、その新株予約権の付与時における公正な評価額を記載します。

なお、その特定新株予約権の1個当たりの交付の時等の価額の算定に関する明細を別紙に記載して添付してください。